

## 地域ぐるみ稲作生産組織の一事例

八 木 義 隆

(佐賀県農業試験場)

三養基郡上峰地区における稲作生産組織は、兼業の深化にともない大きく後退しつつある地区農業を如何に守り発展させるかを目的として組織された地域ぐるみの稲作生産組織で、地域農業を維持し守るうえに大きな役割を果たしている。しかし地区内の総農家まががえの生産組織であるため、運営が非常にむずかしく問題点も多い。したがって当地区における稲作生産組織の現状と問題点を明らかにし、今後の組織運営のあり方を究明するため、調査検討を行なったのでその概要を報告する。

当地区の生産組織は、昭和46年農業構造改善事業による大々的な土地基盤整備を契機として組織された農協主導型の生産組織で、地区内を4つのブロックに分け、土地基盤整備が完了したブロックより逐次一連の大型機械を導入して機械利用組合を組織し、これに2,000トンのサイロをもつカントリーエレベーターを加え、さらに経営受委託も同時に推進して地域ぐるみの生産の組織化が行なわれている。

現在、当生産組織の中核である機械利用組合は、374戸を対象に3つの組合が設立されているが、その運営状況をみれば、農協主導型ではあるが農協は直接運営には介入せず、あくまでも機械利用組合の自主的運営にまかせ、したがって組合毎に独自の運営がなされている。例えば運営単位をみれば、第1機械利用組合は3集落にまたがる125戸、93haを1組織単位として運営しているのに対し、第2機械利用組合は下部組織として3つの作業班を設け、第1、第2作業班は2集落を単位に、第3作業班は集落単位で運営し、また第3機械利用組合は全部集落単位で運営を行ない、全体の調整を機械利用組合が行なう方式をとっている。

オペレーターは、1作業班を除けばすべて作業班毎に専任オペレーターをおき、その数は第1機械利用組合14名、第2、第3機械利用組合は各作業班毎に7～8名でその経営的性格をみれば主として専門ないしは自立経営志向農家である。

機械利用組合が行なう作業は、耕耘、代かき、収穫作業で、これらの作業は全面積機械利用組合に委託することを組合員に義務づけ、作業精度如何が収量に敏感に影響を及ぼす田植作業ならびに施肥、水管理、除草などの管理作業は個別で行なうことにしている。これは、これ

らの作業の受託はトラブルが生じ易いこと、役員の負担をこれ以上ふやしたくないこと、などの理由からである。

作業料金は、稲作では10a当り10,500円～13,000円でその算定方式は、第1機械利用組合では作業別に料金を設定し、それ以外に機械の賃借料として組合員全員より10a当り4,600円を一律に徴収しているが、第2、第3機械利用組合は運営単位の各作業班毎に機械の賃借料まで含めた総経費を利用面積で除して算出する方式をとり余剰金が出た場合は積立てることにしている。

なお、オペレーター賃金は各作業班によって若干異なるが、大体1日当り4,500円～6,000円である。

これらの機械利用組合と直結して、1日当り粗160トンの処理能力をもつカントリーエレベーターが農協の直営事業で運営され、機械利用組合で収穫された粗はすべてここで乾燥調製を行なっている。昭和50年度の粗の総処理をみれば約2,400トン、稼働日数は29日である。なお乾燥調製料金は玄米1kg当り15円で、水分格差は機械利用組合の運営上支障が多いのでつけていない。

なお、これと同時に機械利用組合からの脱落農家を対象に、農協の直営事業として経営受委託も進められ、現在25戸、11.73haを委託し、19戸の農家がこれを受託している。1戸当りの受託面積は、最高1.55ha、最低0.12haで平均0.62haである。この受委託方式は、農協が委託者から委託申込みをうけて委託契約を結び、それを受託農家に再委託するいわゆる機械銀行方式で、受委託の条件は、①委託料は10a当り86,000円とし、480kgより増収した場合はその増収分を受託者7割、委託者3割にわけ、減収した場合はそのままとする。②契約期間は3年とし正当な理由がない限り解約しない。③受託者は絶対に耕作権を主張しない。④契約期間中の裏作は受託者が自由に利用できる。ことなどである。

このような地区内全農家を対象とした地域ぐるみの生産の組織化により、稲の収量はまだ土地基盤整備直後で整備前の収量水準に復帰するまでには至っていないが、稲作労働は10a当り35.9時間で大巾に軽減し、かつ機械費も少なく、また兼業農家でも農業と兼業とが立派に而立するようになり、さらに機械利用組合脱落農家は経営受委託によって救われるなど、いろいろな効果がみられ地域農業を維持し守るうえに大きな役割を果たしている。

しかしながら、地域ぐるみの非常に多様化した給農家まるがかえの生産組織であるため、生産組織に対する農家の考え方、期待ないしは評価は非常にまちまちで、農業を主体とする農家は、生産の組織化を通じて農作業ならびに経営受託による所得の向上、あるいは省力化による複合経営の推進を考えており、兼業農家は農業と兼業との両立ないしは兼業の助長を考えるなど、農家の経営的性格によって大きく異なっている。したがって運営が非常にむずかしく、運営をめぐって多くの問題を内包している。

つまり、機械利用組合についてみれば、作業料金は10a当り12,000円内外で一般に安いにもかかわらず、労働力に余裕のある農家は高過ぎると不満を抱き、また専門ないしは自立経営志向農家である役員ならびにオペレーターは、現在の賃金では単なる家計補充的な追加所得程度にしかならないうえ、個別経営に支障が多く、農作業ならびに経営受託による所得の向上、あるいは複合経営の推進もほとんど期待できないため、組織化に対する評価は非常にきびしい。その反面、兼業志向農家は組織化により農業と兼業との両立が容易になり、組織化に対する評価は非常に高い。したがって作業精度、作業料金、その他に対する不満も、兼業農家よりもむしろ農業依存度の高い農家ほど強い傾向がみられる。

また、カントリーエレベーターについてみれば、処理能力上艱の持込量の規制を行なっているが、機械利用組合では折角高性能の機械を持ちながら機械の性能を十分発揮できず、これが作業料金に影響を及ぼすため、持込量の規制に対して大きな不満を抱き、カントリー側では24時間操業を行なってこれに対応しているが、しかし風塵のひどい中での長時間作業には作業員の衛生管理上に問題があり、持込量の規制の強化か、増設かの岐路に立

たされている。

なお、経営受委託についても、委託料金は基準収量の480kgより増収した場合のとりきめはあっても、減収した場合のとりきめはなく、農家個々によって収量がまちまちであるため、委託者の取り分は10a当り最高52,554円、最低10,586円で農家によって大きな開きがあり、取り分の少ない委託者は受託者を非難し、受託者は土地が悪いとこれに反論するなど、両者の間には不信感さえ芽ばえつつある。

要するに、当地区の生産組織は、運営面において兼業農家が絶対多数をしめているため、専門ないしは自立経営志向農家の意見はなかなか通らず、兼業農家のベースにあわせて運営されている面が多々見うけられ、専門ないしは自立経営志向農家よりもむしろ兼業農家により多くのメリットをもたらす、専門ないしは自立経営志向農家である組合役員ならびにオペレーターは、組合運営に大きな苦勞を強いられ、個別経営に支障を来し、犠牲のみ多くてほとんど報われていない。つまり現在の生産組織は、兼業を容易にし、兼業の深化に一層の拍車をかけ兼業の深化による農業の衰退をこれらの役員及びオペレーターがくいとめ支えている現状にあり、やがては組織再編をせまられることは必至の状況にある。

したがって、これらの問題を解決し、農業経営の自立化に役立つ生産の組織化をはかるためには、当地区で考える限り、機械利用組合の運営をまずこれら専門ないしは自立経営志向農家の手にとりもどすことが先決でありそのためには兼業農家を切りはなして、農作業ならびに経営受託によって自立経営を志向する農家のみによる機械利用組合に再編し、この再編された機械利用組合と兼業農家とが密接に結合して全体の組織化をはかっていくことが、より適切な方向と考える。